

- ① 共同研究の目的、対象の特定
- ② (1)共同研究における役割分担や共同研究の進め方、(2)費用負担の取決め
- ③ 研究成果の帰属、取扱い
- ④ その他 ((1)情報混入の防止、(2)第三者へのライセンス、(3)秘密保持、(4)成果の公表など)

① 共同研究の目的、対象の特定

まずは共同研究の目的や対象を契約当事者で協議・検討し、共同研究契約書において明確に定めておくことが大切です。抽象的に定めるのではなく、「品種〇〇の試験栽培を〇〇で行い、〇〇の生育状況を把握し、栽培方法の最適化に関する基礎データを得ること」などと具体的に記載することが望ましいと考えられます。共同研究の目的や対象は、後で説明する役割分野や研究成果の帰属、取扱いについての条文ともリンクします。

② (1)共同研究における役割分担や共同研究の進め方、(2)費用負担の取決め

(1) 役割分担は共同研究によって様々です。今回のご相談では、県は品種の植物体や栽培ノウハウ等を提供し、A社は試験圃場の確保や実際の栽培を担当するとのことですので、契約書においてもそのように記載しておけば良いでしょう。また、どのように研究を進めるか、研究の進捗の報告のあり方、ミーティングの設定時期等も契約書において定めておくことが考えられます。

(2) 費用負担については、予め定められた計算方法に基づいて当事者が支出した費用を合計し、一定の比率で費用を負担する方法と、それぞれの当事者が与えられた役割を果たすために必要な人件費・設備費等を負担し、金銭による精算を行わない方法のいずれかが一般的な方法とされています（手引き34頁）。

③ 研究成果の帰属、取扱い

研究成果の帰属、取扱いをどのように定めるかが最も重要です。帰属についての定め方は様々あり得ますが、考え方としては、共同研究の役割分担を踏まえ、どの当事者が発明等の創作をなす可能性が高いかや創作への寄与の程度を主に考慮し、研究成果の帰属を定めます。また、成果としての知的財産権について出願をする場合の出願人の名義、出願等の手続、費用負担、当事者による実施・利用の条件（国内実施に限るなど）についても、予め協議・合意しておくことが大切ですが、知的財産権を共有とする場合には、これらの事項を共同出願契約において定めることもあります。

また、知的財産権を共有とし、一方の当事者のみが当該権利を実施をする場合に、実施しない当事者に対価の支払い等を補償する不実施補償の合意をすることもあります。

なお、イチゴのよつぼしの事例では、新品種の開発にあたり父系親を提供した側と母系親を提供した側の育成者権の割合を事前に取り決めていたため、開発後の成果の共有がスムーズに進んだとの報告もなされています（手引き35頁）。

- ④ その他 ((1)情報混入の防止、(2)第三者へのライセンス、(3)秘密保持、(4)成果の公表など)
- (1) 共同研究に参加する当事者が既に保有している情報と共同研究の成果である情報が混在してしまうことを防止する必要がありますので、既存の情報は契約締結時に保有していたことを立証できることが望ましいです（出願により予め権利を確保しておく方法もあります。）。共同研究契約において、当事者が提供又は保有する情報を具体的に記載しておくことで情報の混在を一定程度回避することもできるでしょう。
- (2) ③の「研究成果の帰属、取扱い」とも関連しますが、例えば特許については、共有の特許権を第三者に実施許諾する場合には、他の共有者の同意が必要となるため（特許法73条3項）、研究の成果や知的財産権の実施を第三者に対して許諾することが将来的に想定される場合には、第三者に許諾できる条件（国内実施に限るなど）を定めておくことも必要です。もし第三者への許諾が想定されないようであれば、当該条件を定めておく必要がない場合もあると思いますが、ケースバイケースの判断になります。
- (3) 共同研究契約を締結する前に秘密保持契約を別途締結している場合もありますが、共同研究契約においても秘密保持の条項を定めることが一般です。
- (4) 成果の公表については、契約当事者で公表の時期や方法等について事前に目線合わせをしておくことが望ましいですが、契約書においては、少なくとも、公表前に当事者との協議又は同意を経た上でないと公表できない形とし、予期しない公表が他方当事者からされる事態を回避する必要があります。特許出願との関係では新規性喪失にも留意が必要です。

【参考URL】

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和8年3月改訂）：

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>

< 次回の配信予定 >

テーマ：試験研究目的と未譲渡性

配信時期：7月8日頃

< メールマガジンのバックナンバー >

下記HPよりこれまで配信された全てのメールマガジンをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。